大阪市水道局広告掲載基準　第３条第２号、第13号及び第16号にかかる申請書

年　　月　　日

大阪市水道局長

住所

商号又は名称

代表者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪市水道局広告掲載基準 第３条 | 該当なし |
| (２)　貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する貸金業 |  |
| (13)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者 |  |
| (16)　本市の水道料金・下水道使用料を滞納している者 |  |

※　該当なしであれば○を記入してください。